

**現行憲法下における憲法裁判
所制度採用の可否についての
政府見解等**

平成15年5月15日

（ 参・予算委 昭31・3・12 ）
林内閣法制局長官 答弁

政府委員（林修三君）・・・今の憲法解釈として結局司法権とは何だということになるわけですが、司法権は、これはやはり従来の三権分立の考え方における司法権は、具体的な権利義務について争い、疑いがあるときに、そのときに裁判機関がそれを裁判によって、その場合にいかなる法律関係を適用すべきものか、いかなる法律関係があると判定すべきものか、こういう作用が司法権だ。これが伝統的な解釈であります。そういうふうに解釈いたしておる。従いまして今の憲法の81条で最高裁判所に与えられておるその違憲立法審査権も、この司法権の範囲のものと、かように考えておるわけでありまして、・・・ある法律を、それが直ちに抽象的に憲法違反である、あるいは合憲であるということとを判定するのは、ただいま申した通り、司法権の範囲より外に出るものと考えられます。・・・これにはやはり特別の憲法上の規定がなければおかしいのではないかと、・・・これは相当多数の学者もそういう見解でございますし、最高裁判所の考え方もこの見地に立ってこの前の判決があったものと、かように考えております。・・・国民の代表である立法機関が制定したものを、直ちに他の直接に国民の代表と申しますか、国民が選挙しない最高裁判所に、その国民の代表によって組織せられておる立法機関が制定した法律の違憲性を判定する権限を与えるためには、やはりどうしても憲法にはっきりした規定がなければならぬ。・・・

（ 衆・法務委 昭54・12・11 ）
味村内閣法制局第一部長 答弁

味村政府委員 憲法81条は司法の章に規定されておりました、司法権の一態様としての違憲立法審査権というものを規定しているものであるということが最高裁の判決の御解釈でございますし、私どももそのように考えている次第でございます。

先生のおっしゃいますように、81条が特別の抽象的な違憲立法審査権を規定したものだという説も、もちろんあることは承知いたしておりますが、しかし違憲立法審査を抽象的に行うという権限は、これは裁判所の枠を超えるわけございまして、もしもそのように憲法が考えているのであれば、明瞭にそのような抽象的な違憲立法審査権を有するのだというふうに規定をするということが当然考えられるわけございまして、そのような規定がない以上は、やはり先ほどの最高裁判所の判決が示されているとおり、司法権の範囲内で違憲立法審査権を持っているのだ、このように解すべきであろうと思います。

それでは81条の趣旨がないじゃないかとおっしゃるわけでございますが、旧明治憲法におきましては、法律が憲法に違反しているかどうかにつきましては、裁判所は審査する権限がなかったというふうに解釈されていたわけございまして、そのことを明らかにしただけでも憲法81条は意味がある、このように考えるわけでございます。

長谷雄委員・・・裁判所は具体的争訟にかかわる事件を処理する、その枠内でしか違憲審査をしない、こうもおっしゃっていますけれども、法制局、そういう規定がおりますか。

味村政府委員 これは「司法」という章に規定があるわけでございます。

立法、行政、司法、こういうふうに三つ並んでおります三権分立のうちの一つの権であります司法権、これは、具体的な争訟事件につきまして、法律的な見地からそれを裁くというものを言うのであろう。したがって、憲法の司法というのは、当然にそのことを予定しているのであろう、このように考えている次第でございます。

長谷雄委員 ……憲法77条は規則制定権を規定しておりますが、……民事、刑事に限らず、いま私が問題にしようとしている憲法裁判も、これが訴訟である以上は、憲法裁判に関する訴訟手続に関する規則は当然含むと私は思います。この憲法裁判の訴訟手続を除外するということはおかしいのではないか。この点、法制局どうですか。

味村政府委員 これは前提が異なるわけございまして、憲法81条は、私どもは先ほど申し上げましたように解釈いたしております。

したがって、この「訴訟に関する手続」の中には、そのような憲法裁判所における抽象的な、先生のおっしゃいますような抽象的な憲法裁判をするについての手続は入っていないというように考えております。

(判例)

警察予備隊違憲訴訟判決 (昭27・10・8 最高裁・大法廷)

わが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする。我が裁判所は具体的な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すごとき権限を行い得るものではない。けだし最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異なるところはないのである(憲法76条1項参照)。原告は憲法81条を以て主張の根拠とするが、同条は最高裁判所が憲法に関する事件について終審的性格を有することを規定したものであり、従つて最高裁判所が固有の権限として抽象的な意味の違憲審査権を有すること並びにそれがこの種の事件について排他的すなわち第一審にして終審としての裁判権を有するものと推論することを得ない。…

なお最高裁判所が原告の主張するがごとき法律命令等の抽象的な無効宣言をなす権限を有するものとするならば、何人も違憲訴訟を最高裁判所に提起することにより法律命令等の効力を争うことが頻発し、かくして最高裁判所はすべての国権の上に位する機関たる観を呈し三権独立し、その間に均衡を保ち、相互に侵さざる民主政治の根本原理に背馳するにいたる恐れなしとしないのである。